

税務訴訟資料 第259号-181(順号11294)

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(○○)第●●号、平成●●年(○○)第●●号 行政処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成21年10月16日棄却・不受理・確定

(第一審・広島地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成20年3月13日、本資料258号-60・順号10918)

(控訴審・広島高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号、平成20年8月22日、本資料258号-149・順号11007)

決 定

上告人兼申立人 株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 奥苑 泰弘

被上告人兼相手方 国

同代表者法務大臣 千葉 景子

同指定代理人 宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年10月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古田 佑紀

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 竹内 行夫

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。